

●国民健康保険への加入・脱退の手続きはお早めに！

公的医療保険制度では、職場の健康保険加入者(被扶養者)や生活保護を受けている人以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。また、社会保険等に加入・脱退した場合は、必ず本人又は同世帯の家族が下記窓口へ届出を行ってください。

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入	ほかの市町村から転入してきたとき	ほかの市町村の転出証明書
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書及び年金手帳(基礎年金番号通知書)
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったという証明書及び年金手帳(基礎年金番号通知書)
	国保の加入世帯で子供が生まれたとき	保険証及び母子健康手帳
脱退	ほかの市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	国民健康保険と職場の健康保険の両方の保険証(職場の健康保険証が未交付の場合は加入証明書)及び年金手帳(基礎年金番号通知書)
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	世帯が分かれる、又は一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証及び、在学証明書又は学生証の写し

■被保険者の異動の届出は14日以内に

- ・加入の届出が遅れると
保険証がないため、医療機関等にかかった医療費は一旦全額自己負担となることがあります。
- ・脱退の手続きが遅れると
ほかの健康保険に加入した場合、両方の資格を持った状態になり、病院にかかる際、トラブルの原因となります。

各申請書には個人番号の記載が必要です。個人番号が確認できるものを持参してください。また、本人確認のため、顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)を持参してください。

☎健康保険課国保・年金係 ☎228271 (市役所1階)

●就職・退職の際は年金の切替え手続きを

就職や退職をしたときは、その都度、年金の切替え手続きが必要です。届出を忘れると、将来受け取れる年金額が減額されたり、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、忘れずに届出を行ってください。

■退職(厚生年金・共済組合を脱退)したとき

国民年金への加入手続きが必要です。年金手帳(基礎年金番号通知書)・社会保険等資格喪失証明書(又は離職票)を持参の上、日田年金事務所の窓口にお越しください。

■就職(厚生年金・共済組合に加入)したとき

国民年金から厚生年金への切替え手続きは、事業所(勤務先)を通して日本年金機構に届出が行われます。

☎日本年金機構日田年金事務所 ☎226174

65歳以上の一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯等の皆さんへ

●「万が一」に備えて 緊急医療情報キットを配付しています

市では、急な病気や災害などの緊急時に備えた取組みとして、民生委員の協力のもと、緊急医療情報キットを配付しています。この緊急医療情報キットは、あらかじめ、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を記入した用紙を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておき、緊急時に駆け付けた救急隊員が、搬送した医療機関に本人の情報を伝える際に備えるもので、令和6年1月末現在で市内の約6,500世帯に配付を行っています(1世帯に1キットの配付)。

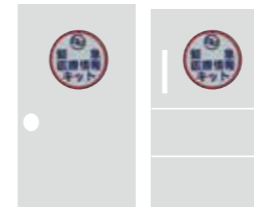
新たに配付を希望する世帯の人は、下記又はお住まいの地区の担当民生委員にご相談ください。



緊急医療情報キットの活用例



自宅で具合が悪くなり、救急車を呼ぶ



駆け付けた救急隊員等が玄関の内側と冷蔵庫に貼ったステッカーを確認



冷蔵庫内のキットに記入された医療情報をもとに、迅速な対応を行う

☎長寿福祉課長寿福祉係 ☎228299 (市役所1階)

●介護サービス相談員を募集します

介護サービス相談員とは、サービスの向上を目的に、介護事業所を訪問し、利用者の相談を受け、利用者介護事業者等との橋渡しをする人のことです。

▶申込資格 次の全てを満たす人

- ①おおむね65歳以下の人
 - ②月2回程度、事業所に訪問できる人
 - ③6月25日(火)~28日(金)、8月9日(金)に大阪で開催する養成研修と、実施・フィールドワーク実習に参加できる人
- ▶選考方法 書類選考(一次)、面接選考(二次)

▶募集数 若干名

▶申込方法 次の書類を下記に持参又は郵送

- ①履歴書
- ②作文(400字程度)
テーマ「介護について」(経験談・意見等)

▶申込期限 3月22日(金) 必着

※介護サービス相談員には、報酬と交通費が支給されます。

☎〒877-8601(住所記載不要) 長寿福祉課介護保険係 ☎228264 (市役所1階)

地域はあなたの力を必要としています！

●地域の安全・安心を守る消防団員を募集しています

消防団員は生業を持ちながら「我が町を守る」という精神に基づき、火災や震災などの災害現場で、消防職員と連携しながら消火や人命救助、避難誘導、応急救護など、様々な活動を行い、地域防災の中心的役割を担っています。

近年、少子高齢化や過疎化の影響で消防団員が減少し、地域の消防力が低下しています。地域を守っていくために、あなたの力を貸してください。

▶消防団の主な活動

- ・火災時の消火活動、災害巡視活動
地域住民の生命や財産を守るため、火災発生時の消火活動、風水害や地震等の大規模災害時における災害巡視活動などを行います。
- ・火災予防に対する啓発活動
教育訓練活動、機械器具の点検、女性消防団員による防火指導や広報活動を行います。

▶報酬等

- ・消防団員報酬 ・出勤報酬 ・退職報償金
- ・公務災害補償 ・活動服等の貸与

▶入団の申込み

日田市消防団は、6つの消防方面団(日田・前津江・中津江・上津江・大山・天瀬)で構成され、その中に49の消防分団があります。入団を希望する場合は、下記にお問い合わせください。

☎防災・危機管理課防災・危機管理係 ☎228363 (市役所4階)